

令和5年4月11日
三次市危機管理監危機管理課

三次市家畜伝染病防疫対策本部の廃止について

令和5年1月10日（火）に市内飼養農場で発生した高病原性鳥インフルエンザは、本日0時に、移動制限区域が解除されましたので、16時30分に三次市家畜伝染病防疫対策本部会議を開催し、三次市家畜伝染病防疫対策本部を廃止しました。

【経過】

- ・ 1月10日 感染確認により三次市家畜伝染病防疫対策本部を設置
- ・ 1月16日～2月3日 市職員派遣（延べ97人）
- ・ 1月20日 殺処分完了
- ・ 3月20日 防疫措置完了
- ・ 4月6日 搬出制限区域解除^{※1}
- ・ 4月11日 移動制限区域解除^{※2}

※1 発生農場から半径3kmから10km圏内の家きんや卵などの搬出を制限する区域

※2 発生農場から半径3km圏内の家きんや卵などの移動を禁止する区域

本件に関するお問い合わせ先



三次市 危機管理監 危機管理課（担当／伊藤）
電話番号:0824-62-6116 FAX番号:0824-62-2951
E-mail:kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp

三次市 産業振興部 農政課（担当／松本）
電話番号:0824-62-6164 FAX番号:0824-64-0172
E-mail:nousei@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号